

2020年1月24日
商工中金

危機対応業務の不正口座数等の状況について

当金庫におきましては、2018年3月26日にニュースリリース「調査報告書公表以降の追加調査の結果について」でご報告いたしましたとおり、内部監査や内部通報等を通じて改ざん等の不正が判明した場合には、コンプライアンス委員会の助言・指導を受けながら、これを公表し、厳正な処分を行うとともに、再発防止策を策定・実施する等、適切な対策を講じることとしております。

今般、2019年8月16日のご報告以降に、不正口座数等の変動が確認されましたので、ご報告いたします。

1. 危機対応業務における不正口座数等の変動

危機対応貸出に関し、株式会社日本政策金融公庫に補償金を請求する際に不正がないか改めて確認する等の中で、新たに改ざん等の不正が判明しました。それらの結果、以下の通り、前回公表から不正口座数等が変動しております。

①不正口座等の数

不正があると判定した口座	4,637口座 (1口座増加)
判定不能のため不正の疑義が払拭できなかった口座	7,608口座 (2口座増加)

②日本政策金融公庫に対する返還額等

返還額(補償金及び利子補給分)	3,654百万円(0.6百万円増加)
-----------------	--------------------

【補足】表中の()内は、前回公表(2019年8月16日)からの変動内容です。なお、増加した口座の不正行為者は既存の不正口座と重複しているため、不正行為者数、処分者数に変更はありません。

2. 今後の公表方法などについて

今後も、危機対応業務のみならず、他の業務におきましても、内部監査や内部通報等を通じて改ざん等の不正が判明した場合には、コンプライアンス委員会の助言・指導を受けながら、これを公表し、厳正な処分を行うとともに、再発防止策を策定・実施する等、適切な対策を講じてまいります。